



水泳教室のご案内



新規会員 入会受付中

★クラスのご案内

クラス	練習内容／進級目安	幼稚園	クラス	練習内容／進級目安	幼稚園
初心	A このクラスでは水遊びを中心に、水に対する恐怖心をなくすことから始めます。水慣れ・顔付け・伏し浮きなど初歩的なことを練習します。 進級目安 腕ヘルパーなしで浮き身ができる	かにかめたくらげ	中級	D クロールの最終段階として息継ぎの練習をします。また、背泳ぎの練習もこのクラスから始めます。背泳ぎの腕の動かし方も身に付けましょう。 進級目安 クロール40m以上・背泳ぎ10m以上	いるかくじら
初級	B 水に対する恐怖心が緩和したところでクロールに必要なバタ足を中心に練習します。このクラスで正しいキックの基本を身に付けましょう。 進級目安 面かぶりキック5m以上	ふぐとびうおらっこ	上級	E クロール・背泳ぎをマスターしたら、平泳ぎの練習をします。背泳ぎ・平泳ぎの練習を中心に、各種目のターンの練習も始めます。 進級目安 クロール・背泳ぎ40m以上・平泳ぎ20m以上	
	C バタ足の基本が身に付いたら、面かぶりクロールを練習します。水をしっかり掻く手の動きと正しいキックを中心に練習します。 進級目安 面かぶりクロール10m以上	さめ		F このクラスではバタフライを加えた4種目の練習をします。平泳ぎ・バタフライを中心に個人メドレー設定タイムのクリアを目指そう。 進級目安 個人メドレー80m 1分50秒以内	
				G 4種目をマスターしたら、各種目の欠点克服と長所を伸ばす練習をします。各期に設定するタイムをクリアしクラブの1番を目指しましょう。 目 標 設定タイムのクリア	



★教室時間割・受付時間表 (1時間授業)

時間	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1 10:00～11:00					
2 11:00～12:00					
3 13:40～14:40					A B C D
4 14:40～15:40	A B C D	A B C D	A B C D	A B C D	B C D E
5 15:40～16:40	B C D E	B C D E	D E F G	B C D E	D E F G
6 16:40～17:40	D E F G	D E F G	A B C D	D E F G	A B C D
受付時間	14:00～18:00	14:00～18:00	14:00～18:00	14:00～18:00	10:00～18:00

※正午より午後1時の間は昼休みのため受付はご遠慮下さい。また、短期教室期間中等は時間割・受付時間が異なりますのでご注意下さい。

★入会受付について

①	入会区分	入会金
1	久国・如意・名古屋楠 在卒園児	6,000円
2	一般	12,000円

②	学 期	回数	受講料
1	4月～6月	10	11,000円
2	7月～9月	7	7,700円
3	10月～12月	10	11,000円
4	1月～3月	10	11,000円

③ 品 名			子ども	大人	金 額
水 着	子ども	男子	指定	自由	1, 700円
		女子			2, 700円
	大人	男子			3, 250円
		女子			3, 750円
水 泳 帽 子	指定			500円	
水 泳 バック	指定	自由	1, 950円		

入会を希望される方は入会申込書（別紙 印鑑必要）を記載の上、当クラブ受付にお申し出下さい。その際、下記に定められた入会金・受講料・水泳用品代をお支払い頂きます。
なお、当クラブに一度納めていただいた入会金・受講料は一切お返しできませんのでご了承下さい。

① 入 会 金

初めて入会される在園児の方は入会金を2,000円割引いたします。
（卒園される方も3月中に入会手続きされた方は同様に割引いたします）

② 受 講 料

学期の途中に入会される方は、入会期に限り受講1回当り1,100円として残りの受講回数分の受講料をお支払い頂きます。

③ 水泳用品

左記に定めた水泳用品をお持ちでない方は入会の際ご購入下さい。なお、水泳帽子(黄色・窓付)は幼稚園教室と同様のものを使用いたします。既にお持ちの方はご購入いただく必要はありませんのでお申し出下さい。

★お問い合わせ

入会等についてのお問い合わせは、当クラブ受付又はお電話でお尋ね下さい。

学校法人大杉学園 名古屋市北区西味鏡3-815
ビーバークラブ TEL (052) 902-7753

学校法人大杉学園 ビーバークラブ 会員規約

(名称、位置)

第1条 学校法人大杉学園の運営するスイミングスクールを、大杉学園
ビーバークラブ（以下、当クラブという）といい、名古屋市北区
西味鮎3丁目815番地におく。

(目 的)

第2条 当クラブは、健康スイミングをモットーに専任コーチの指導による、
幼児からお年寄りまで幅広い年齢層を対象に、習熟度に応じた適切な
指導を実施し、水泳を通して健全な心身の育成スポーツの振興を図る
ことを目的とする。

(入会資格)

第3条 当クラブに入会できる者は、久国・名古屋橋・如意幼稚園の在園児
及び卒園児とその家族（以下、大杉学園関係者という）とする。
但、大杉学園関係者の利用をさまたげない範囲で、地域の人も利用
することができる。

(入会の取消)

第4条 当クラブへの入会は、次の各号に該当する場合は入会できない。又、
入会の後に次の各号に該当した場合は、入会の停止または取消をする
ことができる。

- 1) 医師により水泳を禁じられている方。
- 2) 心臓疾患及び眼、耳、鼻等に疾患のある方。
- 3) その他、水泳するのに不適當と認められる方。
- 4) 施設を汚損または、き損するおそれのある場合。
- 5) 他人に迷惑を及ぼしたり、及ぼすと思われる場合。
- 6) 暴力団関係者、刺青をしている方等。
- 7) 提出書類に、偽りのある場合。
- 8) その他当クラブが会員に適しないと判断した場合。
- 9) 当クラブに対して授業料等の未納金がある方。

(入会手続)

第5条 入会する手続は、所定の入会申込書により、申込を行い当クラブの
承認を得ると共に、第6条に定める入会金を支払うことにより会員
として入会できる。

(入会金)

第6条 入会金は会員の入会区分に応じて、別に定める金額とする。

- 1) 入会金は入会時から退会するまでの期間の入会金として、
入会時に入会申込書に添えて支払うものとする。
- 2) 退会者が再度入会する場合は、入会毎に入会金を支払わなけれ
ばならない。

(授業料)

第7条 授業料は、別に定める金額とする。

- 1) 会員はコースを選定し、入会期の授業料を入会時に支払う。
- 2) 学期途中に入会した者の授業料は、入会期に限り残りの
受講回数分の金額を入会時に支払う。
- 3) 授業料は入会時以外は、新学期が始まる1ヶ月前より受け、
新学期が始まるまでに支払う。授業料が未納の場合は、
その期間中は受講することが出来ない。

(授業単位)

第8条 当クラブは、4月から翌年3月までの1年間を4期に分けて指導する。

(休 会)

第9条 病気・その他で受講できない場合は、事前に休会届けを提出し承認
された場合、授業料の一部を返還する。

- 1) 休会是一个の学期中に連続して4回以上休むことをいう。
- 2) 休会料是一个の学期中に連続して休んだ回数に応じて別に
定める金額とし、受講再開の際返還する。

(退 会)

第10条 退会する場合は、所定の退会届けを提出する。また、第7条に定める
授業料を2ヶ月以上滞納した場合は当クラブから退会を勧告することが
できることとする。

(入会金等の不返還)

第11条 当クラブに納入された入会金、授業料は理由の如何にかかわらず返還
しない。但、休会届けを提出し当クラブが承認した者に関しては、
この限りでない。

(会員証)

第12条 当クラブに入会を承認されたものは、当クラブより会員証を発行する。
会員は当クラブの施設を利用する場合は、必ず携帯し受付に提示する
こと。

(利用日及び時間)

第13条 当クラブの施設利用日は会員の授業日とする。利用時間は、授業開始
30分前より授業終了後30分以内とする。

(休館日)

第14条 当クラブの休館日は、次の日とする。

- 1) 毎週日曜日、祝祭日。
- 2) 別に定める、当クラブの休館日。
- 3) 施設の改修、点検等施設の維持管理に必要なとき、
また、当クラブが必要と認めたとき。

(水泳用品)

第15条 会員は、当クラブ指定の水泳用品を使用する。但、当クラブの事情に
よる場合は、会員個人の水泳用品を使用することができる。

(見 学)

第16条 見学は、会員の家族と入会希望者としギャラリーで見学する。但、
見学者の多い場合、係員の指示に従わない場合、第4条に触れるような
行いをされた場合、当クラブより見学を断ることができる。

(教室の決定、変更)

第17条 会員は入会時に教室定員を確認の上希望の教室を申請し、当クラブの承認を得る
こととする。教室変更は、変更後の教室に定員の余裕がある場合
認め、所定の用紙に記入の上規定の変更手数料を添えて申請し、当クラブの承認
を得ることとする。

(振替受講)

第18条 欠席日の当日迄に振替受講申請をし当クラブの承認を得て欠席する場合は、欠席
日の振替として当クラブが指定する日に水泳指導を受講することができる。

- 1) 振替受講の承認は一個の学期に2回までとする。
- 2) 休会期間に振替受講を含むことはできない。また、休会前に
申請・承認された振替受講は休会承認時に取消すこととする、
なお、既に受講済みの場合はこれを休会期間に含めないこととする。

(規約に定めのない事項)

第19条 規約に定めのない事項については、理事長において決する。

(付 則)

この規約は平成11年4月1日より実施する。